

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月17日

【届出者の氏名又は名称】 セコム株式会社

【届出者の住所又は所在地】 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 03(5775)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 桑原 勝久

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 同上

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 セコム株式会社  
(東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、セコム株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、セコムテクノサービス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

- (注8) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法( Securities Exchange Act of 1934 ) 第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注9) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年2月9日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がございましたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

- (1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計
- (3) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）
- (4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）

特別関係者

所有株券等の数

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

### 第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1 【株券等の所有状況】

##### (1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(平成23年2月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	17,658(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	17,658		
所有株券等の合計数	17,658		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数(合計58個)を含めております。

(訂正後)

(平成23年2月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	17,657(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	17,657		
所有株券等の合計数	17,657		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数(合計57個)を含めております。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(訂正前)

(平成23年2月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	58(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	58		
所有株券等の合計数	58		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数(合計58個)を含めております。

(訂正後)

(平成23年2月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	57(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	57		
所有株券等の合計数	57		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数(合計57個)を含めております。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(訂正前)

< 前略 >

(平成23年2月9日現在)

氏名又は名称	玉置 光助
住所又は所在地	東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号(セコム保険サービス株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	セコム保険サービス株式会社 取締役
連絡先	連絡者 セコム株式会社 経営監理室 連絡住所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号 電話番号 03-5775-8225
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年2月9日現在)

氏名又は名称	中西 清文
住所又は所在地	東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号(セコムトラストシステムズ株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	セコムトラストシステムズ株式会社 監査役
連絡先	連絡者 セコム株式会社 経営監理室 連絡住所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号 電話番号 03-5775-8225
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(訂正後)

< 前略 >

(平成23年2月9日現在)

氏名又は名称	中西 清文
住所又は所在地	東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号(セコムトラストシステムズ株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	セコムトラストシステムズ株式会社 監査役
連絡先	連絡者 セコム株式会社 経営監理室 連絡住所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号 電話番号 03-5775-8225
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

(訂正前)

< 前略 >

玉置 光助

(平成23年2月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	1	—	—
所有株券等の合計数	1	—	—
(所有潜在株券等の合計 数)	( )	—	—

(注) 玉置光助は小規模所有者に該当いたしますので、玉置光助の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項 5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年2月9日現在)(g)」に含めておりません。

中西 清文

(平成23年2月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	4(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	4		
所有株券等の合計数	4		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 中西清文は小規模所有者に該当いたしますので、中西清文の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項 5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年2月9日現在)(g)」に含めておりません。

(訂正後)

< 前略 >

中西 清文

(平成23年2月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	4 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	4		
所有株券等の合計数	4		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 中西清文は小規模所有者に該当いたしますので、中西清文の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項 5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年2月9日現在)(g)」に含めておりません。